１　調査の目的

経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的として新たに創設された統計調査である。

２　調査日

平成24年2月1日

３　調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査

４　実施主体

国（総務省、経済産業省）

５　調査対象

　　全国すべての事業所・企業

（ただし、個人経営の農林漁業、家事サービス業、外国公務の事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く）

６　調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる１区画の場所を１事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、１区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに１事業所とした。

７　調査事項

（１）全産業共通事項

　　　名称、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、売上(収入)金額、事業別売上(収入)金額、費用総額、費用内訳、主な事業の内容など

（２）産業別事項

〈製造業〉製造品出荷・在庫額等、〈卸売業、小売業〉商品販売額、売場面積など

８　調査の方法

事業所の規模などによって、知事が任命した調査員が調査票の配布・回収を行う「調査員調査」と、国、都道府県及び市が、国委託の民間事業者を通じて郵送等により調査を行う「直轄調査」に分けて行われた。